

令和4年度決算に係る財政健全化指標(概要)

○ 「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」は平成19年6月に制定されました。
 ○ 健全化判断比率等は、平成19年度決算から公表しています。また、比率のいずれかが基準以上となった場合は、健全化のための計画策定が平成20年度決算から義務付けられています。

財政の早期健全化

- ※ 早期健全化基準を超えた場合
- ・財政健全化計画の策定義務付け
 - ・外部監査の要求の義務付け 等

財政の再生

- ※ 財政再生基準を超えた場合
- ・財政再生計画の策定義務付け
 - ・外部監査の要求の義務付け
 - ・地方債の制限 等

単位:%

指標名称	本市比率	早期健全化基準 「イエローカード」	財政再生基準 「レッドカード」
(1) 実質赤字比率			
一般会計等の実質赤字の標準財政規模に対する比率	— (△ 9.58)	11.39	20.00
※参考:R3決算数値	(△ 10.87)	11.42	20.00
(2) 連結実質赤字比率			
すべての会計の実質赤字の標準財政規模に対する比率	— (△ 26.47)	16.39	30.00
※参考:R3決算数値	(△ 29.02)	16.42	30.00
(3) 実質公債費比率			
公債費及び公債費に準じた経費の標準財政規模に対する比率	0.4	25.0	35.0
※参考:R3決算数値	(0.4)	25.0	35.0
(4) 将来負担比率			
地方債残高のほか一般会計等が将来負担すべき負債の標準財政規模に対する比率	— (△ 80.9)	350.0	/
※参考:R3決算数値	(△ 73.8)	350.0	
(5) 資金不足比率			
公営企業ごとの資金不足額の事業規模に対する比率	水道事業会計	—	20.00
	下水道事業会計	—	20.00
	安城桜井駅周辺特定土地区画整理事業特別会計	—	20.00

※ 負の数値又は0は参考数値で、公表は“—”(バー)により行います。

※ 資金不足比率については、早期健全化基準に相当する基準として経営健全化基準の数値を掲載しています。